2009年2月18日 制定

改正 2015年4月8日 2021年9月8日 2020年7月8日

(目的)

第1条 この内規は、同志社女子大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止とハラスメントに起因する問題の解決に必要な事項を定め、本学構成員の教育、研究、就労及び修学における環境等を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この内規において、「ハラスメント」とは、本学における教育、研究、業務、学生活動等(以下「本学における諸活動」という。)の過程で、行為者の意図に関係なく、次の各号に定める行為により相手の人格や個人の尊厳を傷つける人権侵害行為をいう。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント:本学における諸活動の過程で、相手の意に反する性的な言動 により、相手に精神的苦痛を感じさせ、又は相手の修学若しくは労働条件に不利益を与える行為
 - (2) アカデミック・ハラスメント:本学における教育、研究上の優位な立場や権限を利用し又は 逸脱して、指導等を受ける者の教育・研究意欲又は教育・研究環境を著しく阻害する結果となる 教育・研究上不適切な行為
 - (3) パワー・ハラスメント:本学における諸活動の過程で、優越的な関係を背景として、これらの諸活動上必要かつ相当な範囲を超える言動によって、教育、研究、就労若しくは修学環境を害し、又は相手の人格や個人の尊厳を傷つける行為
 - (4) マタニティ・ハラスメント:本学における諸活動の過程で、不適切な言動により、妊娠・出産、育児休業申請・取得等に関し、相手に対し、苦痛若しくは不快感を与え、又は不利益な処遇を与える行為
 - (5) その他のハラスメント:前4号に掲げるもののほか、本学における諸活動の過程で、行為者の意図に関係なく、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な行為
- 2 この内規において「学生等」とは、本学に在籍する学生(科目等履修生、聴講生、外国人留学生、研究生等を含む)をいう。
- 3 この内規において「教職員等」とは、本学を就労の場とするすべての教員及び職員(常勤・非常勤を問わない、労働者派遣法に基づく派遣労働者、受託業務者を含む)をいう。
- 4 この内規において「本学構成員」とは、前2項に規定する「学生等」及び「教職員等」をいう。
- 5 この内規において「申立書」とは、本学構成員が、自らがハラスメント被害を受けた場合、ハラスメント防止委員会に対し、ハラスメント申立てを行うときに提出する所定の様式をいう。
- 6 この内規において「申立人」とは、申立てを行った者をいう。
- 7 この内規において「相手方」とは、申立書に相手方として記載された者をいう。

(適用範囲)

第3条 この内規は、本学構成員を対象とする行為があった場合に適用する。

(本学構成員の責務)

- 第4条 すべての本学構成員は、基本的人権を尊重し、ハラスメントについて正しく認識し、その防止と問題解決に努めなければならない。
- 2 本学構成員は、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)及びハラスメント調査 委員会(以下「調査委員会」という。)が申立てを取り扱うために実施する事情聴取その他の手続 に誠実に協力しなければならない。

(学長の責務)

- 第5条 学長はハラスメントの防止と問題解決に関する全学的な施策と対応を講じなければならない。
- 2 学長は本学構成員に対し、この内規及び別に定める「同志社女子大学ハラスメント防止等のためのガイドライン」の周知徹底を図らなければならない。

(管理監督の地位にあるものの責務)

第6条 同志社就業規則第24条第1号に規定する管理監督の地位にあるもの(以下、「管理監督者」

という。)は、基本的人権を尊重し、教職員の模範としてハラスメントの防止と問題解決に努め、 さらに、問題が発生した場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(ハラスメント相談員)

- 第7条 ハラスメントに関する相談と苦情に対応するため、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。
- 2 相談員は次の者をもって構成し、学長が委嘱する。
 - (1) 專任教員:各学部各1名
 - (2) 専任職員:各キャンパス各2名
 - (3) 学外の臨床心理士等カウンセリングの資格を有する者:若干名
- 3 相談員は、防止委員会委員及び調査委員会委員を兼任することはできない。
- 4 第2項第1号及び第2号に定める相談員の任期は、2年として再任を妨げない。
- 5 第2項第3号に定める相談員の任用は、評議会の議を経て学長が決定する。任期はその都度定め、 再任を妨げない。
- 6 相談員の氏名及び学内の連絡先は、毎年度初めに学内に公表する。

(相談員の任務)

- 第8条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) ハラスメントに関する相談に応じ、問題解決のための手続について説明すること
 - (2) 相談者の相談内容を記録し、速やかに防止委員会に報告書を提出すること
 - (3) 防止委員会からの要請により、防止委員会に出席すること
- 2 相談員は、別に定めるハラスメント相談員マニュアルに従い、適切に対応しなければならない。 (相談の受付)
- 第9条 相談員への相談は、直接の来談・手紙・電話・ファックス・電子メール等の方法で受け付けることができる。
- 2 ハラスメント被害を受けた者だけでなく、ハラスメントの事実を認知した人も相談することができる。

(申立て)

- 第10条 本学構成員は、自らがハラスメント被害を受けた場合、防止委員会に対し、申立書を提出してハラスメント申立てを行うことができる。ハラスメント申立てにあたっては、申立人、相手方、ハラスメント行為の具体的な内容及び防止委員会に求める以下のいずれかの手続を明示しなければならない。
 - (1) 「調停」

防止委員会が設置した調停員を介して、申立書記載の行為をめぐる紛争について相手方と協議 し、相手方との合意形成をめざす手続

(2) 「調査」

申立書記載の行為についてハラスメントの有無を判断し、その結果に応じて内規第21条から第 23条に定める対応を求める手続

- 2 申立ては、ハラスメント行為の日(継続する行為にあってはその終了した日)から3年を経過したときは、これを行うことができない。
- 3 前項にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、前項が定める期間を経過した後に申立てを行うことができる。
- 4 防止委員会は、申立人の意向を踏まえて、問題解決のために必要な手続を進める。
- 5 防止委員会は、申立てがあった事案については、申立人及び相手方に適宜経過の説明を行うなど して、申立人が支障なく本学における諸活動を続けることができるよう配慮する。
- 6 本学構成員以外の者を相手方とするハラスメント申立てが行われた場合、防止委員会は学長を通じて、相手方が所属する企業あるいは組織等に対し調停又は調査に協力するよう求めることができる。

(申立ての不受理)

- 第11条 防止委員会は、次の各号に掲げる場合には、理由を付して、申立ての不受理を決定する。
 - (1) 申立てが、過去に行われた申立て(次条第1項の規定に基づき取り下げられたものを除く。) に係る事実関係と同一の事実関係を基礎としている場合

- (2) 申立てに係るハラスメントに起因する問題を解決するため、第10条第1項各号の対応以外に 適当な方法があると認められる場合
- (3) 申立ての趣旨が、防止委員会の職務の範囲を超えている場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、防止委員会が不受理を適当と認める場合

(申立ての取下げ)

- 第12条 申立人は、申立てを取り下げることができる。ただし、防止委員会がハラスメントに該当するか否かを認定した後は、申立てを取り下げることができない。
- 2 防止委員会が申立人に対し申立てに係る事実関係の聴取その他必要な事項を要請したにもかかわらず、申立人が3か月以上正当な理由なくこれに応じなかったときは、防止委員会は、当該申立てが申立人によって取り下げられたものと扱うことができる。

(防止委員会の設置)

第13条 第1条の目的を達成するために、防止委員会を設置する。

(防止委員会の任務)

- 第14条 防止委員会は、本学においてハラスメントに起因する問題が発生することを予防し、ハラスメントによる被害に適切に対応するために、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること
 - (2) ハラスメントの相談体制に関すること
 - (3) ハラスメントの申立てへの対応 (調停、調査、不服申立等) に関すること
 - (4) ハラスメント認定に関する通知と報告に関すること
 - (5) ハラスメントに起因する問題を解決するための対応措置について勧告すること
 - (6) 本学におけるハラスメントに関する年次報告等に関すること
 - (7) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

(防止委員会組織)

- 第15条 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、学長が委嘱する。
 - (1) 専任教員:各学部各1名
 - (2) 専任職員:3名
 - (3) 学生支援部長
 - (4) 総務部長
 - (5) 学外の弁護士1名
- 2 前項第1号及び第2号に定める防止委員会委員(以下「防止委員」という。)の任期は、2年と し再任を妨げない。
- 3 第1項第5号に定める委員の任用は、評議会の議を経て学長が決定する。任期はその都度定め、 再任を妨げない。
- 4 次の各号に該当する防止委員は、当該申立て事案に関する防止委員会に出席することができない。
 - (1) 申立人
 - (2) 相手方
 - (3) 前号のほか、申立て事案の審議に関わることが、その審議の公平性を欠くおそれのある者
- 5 防止委員会は、全委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 6 決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、ハラスメント防止委員会委員長(以下「委員長」という。)が決定する。
- 7 委員長は、必要がある場合、防止委員会の承諾を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第16条 防止委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、前条第1項第1号又は第2号の中から、学長が指名する1名をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、前条第1項第5号の者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐する。

(調停員の設置と役割)

第17条 防止委員会は、ハラスメント申立てがあった事案について、申立人が第10条第1項第1号に

よる調停を行うことを希望し、防止委員会において、調停に付すことが問題の解決のために適切であると認めた場合、防止委員会は防止委員の中から調停員を2名以上選任する。

- 2 調停員は、申立人及び相手方から個別に事情を聴取する等しつつ当該申立事案に関する解決案を 双方に提示し、申立人と相手方が合意に至ることができるよう努める。
- 3 申立人と相手方が一定の合意に至った場合には、調停員は合意書を作成する。

(調査委員会の設置と組織)

- 第18条 防止委員会は、ハラスメント申立てがあった事案について、申立人が第10条第1項第2号による調査を行うことを希望し、事実関係の調査が必要だと判断した場合には、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、ハラスメントの生じた状況等を勘案して、防止委員会の指名する委員3名以上を もって組織する。調査委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学外の弁護士又はハラスメント問題に関する専門知識及び経験を有する者、1名以上。
 - (2) 防止委員会の指名する者、2名以上。
- 3 申立人及び相手方が関係する学科等の教職員及び本学における教育、研究、業務、学生活動等の 過程で利害関係を有する者は、当該事案の調査委員となることができない。
- 4 調査委員会に調査委員長を置く。調査委員長は防止委員会が調査委員会の中から選出する。
- 5 調査委員会は必要と認めた場合、防止委員会の承認を得て、調査委員以外の者の協力を求めることができる。
- 6 防止委員会は、調査委員会からの調査報告について、その調査内容が不十分であると判断する場合、調査委員会に対し再調査を要請することができる。なお、再調査に際し、防止委員会が必要と認めたときは、調査委員会の委員を変更することができる。
- 7 調査委員会の委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務(再調査を含む)が終了するまでとする。

(調査委員会の任務)

- 第19条 調査委員会は、申立人がハラスメントと主張する行為について、事実関係を調査したうえ、 同行為がハラスメントに該当するかどうかについての意見をまとめ、防止委員会に報告する。
- 2 前項の調査は、申立人、相手方及びその他の関係者から事情を聴取し、必要な資料を確認する等して行う。
- 3 調査委員会は、調査に当たり、申立人、相手方及びその他の関係者等の人権及びプライバシーに 十分配慮しなければならない。

(調査結果報告)

第20条 調査委員会は、設置後6か月以内に、防止委員会に対し、第19条第1項の報告を文書で行う。 やむを得ない事情がある場合は、調査委員会は、その理由を説明したうえ、防止委員会に報告期限 の延期を申請することができる。防止委員会が第18条第6項に基づき再調査を要請した場合の報告 期限は、防止委員会の指示に従う。

(ハラスメント認定に関する通知と報告)

第21条 防止委員会は、申立書記載の行為がハラスメントであると認定し又は認定しなかった場合、 当事者双方にその結果を通知し、学長に対して結果を報告するとともに、ハラスメントに起因する 問題を解決するための対応措置について勧告することができる。

(被害認定後の措置)

- 第22条 学長は、防止委員会の報告や勧告を踏まえ、被害者の救済に関する対応措置を決定し、これ を速やかに実施する。
- 2 学長は、ハラスメントが発生した当該部署にその概要を報告するとともに、対応措置を付して改善勧告を行う。当該学部学科、担当部署等への概要報告は、被害者の意思により匿名で行うことができる。
- 3 学長は、被害者の意思を最優先し、本人の承諾を得ることを前提に、当事者のプライバシーに配 慮しながら、経過と結果を大学全体に公表する。
- 4 大学は、被害者には精神的、身体的、経済的なケアを含む可能な限り最善の救済が与えられるよう努めなければならない。

(処分)

第23条 ハラスメントの加害者が教職員等の場合には、就業規則及び懲戒規程等本学及び法人の関連 諸規則を適用して厳正な態度で対処する。ハラスメントの加害者が学生等の場合には、同志社女子 大学学則、同志社女子大学大学院学則及び同志社女子大学学生懲戒規程に従って、退学、停学又は 訓告の処分を行うことがある。

(再発防止)

- 第24条 管理監督者及び防止委員会は、再発防止や二次被害防止等のために、必要な措置を行う。 (守秘義務)
- 第25条 相談員、防止委員会委員、調査委員会委員等、相談や申立てに関与した者は、知り得た内容 等の当事者や関係者のプライバシーや秘密を漏洩してはならない。

(事実の隠蔽・虚偽申立て等の禁止)

第26条 本学構成員は、事実を隠蔽してはならない。また、虚偽であることを知って、嘘の相談や申立てをしてはならない。

(不利益な取り扱いの禁止)

第27条 本学構成員は、ハラスメントに関する申立てやその調査等への協力、その他ハラスメントに関して、正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いを行ってはならない。

(対応措置に対する不服申立等)

- 第28条 申立人又は相手方がハラスメント認定又は不認定について不服がある場合には、第21条による通知を受けた日から2週間以内に、防止委員会に対し、理由を付した書面を提出して、不服申立てをすることができる。
- 2 防止委員会は不服申立てに対して1ヶ月以内に回答を行う。

(保管)

第29条 すべての議事録、報告書及び関連書類については、総務部総務課が保管する。

(事務)

第30条 この内規に関する事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

第31条 この内規の改廃は、防止委員会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この内規は、2021年10月1日から施行する。
- 2 この内規の制定に伴い、同志社女子大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する内規は、2009 年3月31日をもって廃止する。